

倫理規程

<前文>

公益社団法人日本産業退職者協会（以下、本会という。）は、我が国に於ける高齢社会の到来に伴い、産業及び社会が新しい対応を迫られるなかで、企業を定年等により退職した者を含むシニアの生活の安定及び向上を図るため、国内及び国外の関係機関・団体等との緊密な連絡・提携のもとに、必要な調査、研究、啓発・広報活動等を行うとともに、退職者等への幅広い支援活動を推進し、もって産業及び社会の活性化に寄与することを目的として一貫した事業活動を続けてきた。

特に内外の社会経済情勢の変化に伴う新しい公益法人制度の発足に伴い、民間の団体が自発的に行う公益活動の実施が公益の増進にさらに重要になっていることに鑑み、本会は厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。

本会のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に務めなければならない。

<本文>

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 本会は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待にふさわしい事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 本会は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第3条 本会は、関連法令及び本会の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）

第4条 本会の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 本会の役職員は、その職務の執行に際し、本会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本会が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 本会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 本会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第8条 本会の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に務めなければならない。

(規程遵守の確保)

第9条 本会は、必要あるときは、理事会の決議にもとづき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成29年11月1日から施行する。

(平成29年10月27日理事会決議)